

4 輸国第 3 4 7 1 号

関税割当公表第TRQ-25号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和
5 年度のチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となるチーズの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 4 年11月30日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品（0406.10-020、0406.10-090、0406.20-100、0406.30-000、0406.40-090、0406.90-090）

日EU協定 附属書 2 - A 第 3 編 第 B 節 26 の TRQ-25 の チーズ であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0406.10号に掲げる物品（脂肪分が全重量の45%未満のクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275-1973）に定める最小含有率を超える

ものに限る。)を除く。)、同表第0406.20号の1、第0406.30号及び第0406.40号に掲げる物品並びに同表第0406.90号に掲げる物品(ソフトチーズ(無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合が、ソフトチーズに指定するための基準としてコーデックスのチーズの一般規格(CODEX STANDARD 283-1978)の7.1.1に定める基準を超えるものに限る。))のうち、関税割当制度に関する政令別表第0406.10号、第0406.40号及び第0406.90号の項で定める数量以内のもの以外のもの。

- 2 合計割当数量 23,200 t
- 3 通関期限 令和6年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省畜産局牛乳乳製品課(以下「受付担当課」という。)

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間(直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)

- (1) 令和4年12月13日(火)から令和5年1月16日(月)まで
- (2) 令和5年6月1日(木)から同年6月7日(水)まで
- (3) 令和5年9月1日(金)から令和6年3月15日(金)まで随時

ただし、(2)に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び令和5年5月11日までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書等を提出することができる。

(3)に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び令和5年8月以降の毎月11日(11日が行政機関の休日の場合は、直前の開庁日)までに返還された割当可能数量が1t以上ある場合にのみ申請を受け付ける。ただし、令和6年2月12日(月)から同年3月11日(月)までに返還された数量については、同年3月1日(金)から同年3月15日(金)までの申請に対する割当の

対象とする。

なお、(2)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、令和5年5月25日(木)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、令和5年9月1日(金)以降、毎月1日(1日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日)に当省ウェブサイトにおいて公表する。

- 2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては定款の目的、法人格を有さない団体においては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であると確認できる記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書等の提出方法

第4の1(1)の期間においては以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。第4の1(2)(3)の期間においては1の方法でのみ申請できる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。(以下、「電子申請」という。)

なお、申請ページは各期間の申請期間開始日に公開される。

また、電子申請に対する内容の確認期間として、以下の内容確認期間を設ける。

内容確認期間：

第4の1(1)の期間：令和4年12月13日(火)から令和4年12月23日(金)
午後4時まで

第4の1(2)の期間：令和5年6月1日(木)から令和5年6月5日(月)
午後4時まで

第4の1(3)の期間：令和5年9月から令和6年3月までの毎月1日(1
日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日)から5日目(行政機関の休日を
除く。)の午後4時まで

(1) 内容確認期間内に申請を行った場合

内容確認期間内に申請を行った場合は、随時受付担当課による審査を
受け、申請内容に不備がなければ、第4の各期間内に承諾される。

申請内容に不備があれば、内容確認期間に受付担当課から修正又は差
し戻しの連絡がある。

① 修正の連絡を受けた場合

申請者は、第4の各期間内に修正内容を確認し、修正への同意の可
否を選択する。同意しなかった場合は、受付担当課から申請が差し戻
される。

② 差し戻しの連絡を受けた場合

申請者自らが申請内容を修正し、再度申請を行う。再申請が内容確
認期間を過ぎた場合の手順は、(2)を参照する。

(2) 内容確認期間を過ぎて申請を行った場合

内容確認期間を過ぎて申請を行った場合は、第4の各期間終了後に受
付担当課による審査を受け、申請内容に不備があれば申請は却下される。
第4の各期間終了後に却下された申請は再提出できない。

また、内容確認期間を過ぎて行われた申請については、第4に定める
各期間終了まで審査は行われないので、申請結果に関する問合せは受け
付けない。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付の担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班 割当対象品目担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。

なお、第4の1の(1)の最終日については、提出時間を午後3時までとする。

(宛先)

kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

2 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式1-1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

3 関税割当てに関する誓約書（別記様式1-2）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

4 販売予定店舗・ECサイト一覧表（別記様式2）

ただし、割当対象物品を自ら店頭又はECサイトで販売しない場合は添付を必要としない。

5 販売の様子が分かる資料（店舗名が写っている外観等の写真又はウェブページの印刷等）

ただし、割当対象物品を自ら店頭又はECサイトで販売しない場合は添付を必要としない。

6 食品等の製造予定製品等一覧表（別記様式3）

工場又は製造施設（レストラン等での製造を含む）ごとに作成する。なお、第5の資格を満たす事業者のうち、定款又は団体規約の目的欄、個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄に割当対象物品の販売に該当する記載がない場合は、添付する。

7 法人の場合は、定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請の場合は不要）、個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

8 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書の写し等）

ただし、申請時点で提出できない場合は、第11に定める期日までに提出する。

9 販売予定先の購入意思を証明する書類（発注書の写し等、最も取引数量の多い3者程度）

割当対象物品を自ら他社等に販売する場合は添付する。ただし、申請時点で提出できない場合は、第11に定める期日までに提出する。

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、480 t 又は令和5年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合
各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合
提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、

上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和5年1月19日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

以下に定める計算から算出される令和4年度の消化率（小数点以下まで計算）の高い順に、割当可能数量の範囲で申請数量を割り当てる。ただし、発給対象となる消化率のうち、最も低い消化率（以下「最低発給消化率」という。）の申請者には、割当可能数量から、より消化率が上位の者に割り当てた数量を差し引いた残数量を割り当てる。同一の最低発給消化率の申請者が複数いる場合は、最低消化率の申請者に発給できる残数量を、最低発給消化率の申請者の合計申請数量に占める各者の申請数量により按分し、前年度輸入実績等を勘案した数量を割り当てる。なお、令和4年度にTRQ-25の関税割当てによる割当てを受けていない申請者の消化率は0とみなす。

$$\text{消化率} = \frac{\text{令和4年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和4年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

第9 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請について

は、当該年度の4月1日付で発給する（ただし、令和4年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに連絡するものとする。第4の1の(2)の期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

4 原則として、関税割当証明書を紛失した場合の再交付は行わない。

第10 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

- (1) 割り当てた数量
- (2) 返還された数量

- (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

- 1 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書の写し等）を申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。
- 2 割当対象物品を他社等に販売する申請者で、販売予定先の購入意思を証明する書類（発注書の写し等、最も取引数量の多い3者程度）を申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。また、販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類（納品書の写し等、最も取引数量の多い3者程度）を割当対象物品の契約完了後、速やかに提出する。
- 3 1及び2の書類は、電子媒体により提出することができる。

宛先：kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp

- 4 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他

の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、「経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）」によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部または一部がなくなったとき、有効期間を経過したとき又は割当数量を全て消化したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式4）を、一部数量の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書（記載要領様式第1）を提出する。その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 令和5年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が5割未満の者は、令和6年度のTRQ-25の関税割当公表に定める2回目の申請期間以降、令和8年度末まで、TRQ-25の関税割当ての申請を受け付けない。ただし、令和9年度のTRQ-25の関税割当てに対する申請を除く。
- 6 令和5年度に割当てを受け、以下に定める計算から算出される消化率（注）が5割以上9割5分未満の者は、令和7年度のTRQ-25の関税割当公表に定める1回目の申請期間の申請を受け付けない。

ただし、令和5年5月11日（木）までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注) 令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計
消化率 = $\frac{\text{令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$

令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計

- 7 令和6年度のTRQ-25の関税割当公表に定める2回目の申請において、申請数量の総計が割当可能数量を超える場合は、第12の6に定める計算から算出される消化率（小数点以下まで計算）の高い順に、割当可能数量の範囲で申請数量を割り当てる。
- 8 令和7年度の1回目の申請に関する消化率の計算（第12の6の免除に係る返還）において、第12の6に定める計算から算出される消化率が5割以上9割5分未満の者であって、かつ第4の1の(2)に定める期間の申請により割当てを受けた者については、令和5年8月10日（木）までに返還した割当数量を、第12の6に定める計算式の分子（令和5年度に本関税割当てにより輸入通関した数量）に含めて計算した消化率を用いる。
- 9 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 10 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。
- 11 申請に当たっては、抽選における当選確率を高めるための関連会社（グループ企業や取引先）を使った申請は厳に慎むこと。
- 12 仮に、抽選における当選確率を高めることを目的として、関連会社を使って実際の輸入予定数量以上の申請をしていることが判明した場合には、それ以降の申請を認めない。